

年次報告書（概要）

令和2年11月
参議院情報監視審査会

1 本報告書の趣旨及び対象期間

- 本報告書は、審査会規程第22条第1項において、審査会は毎年1回調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書を作成し、会長から議長に提出するものと規定されていることに基づくもの。
- 本報告書は、令和元年9月1日から令和2年8月31日までの活動を対象としている。

2 審査会の任務・権限等

- (1) 審査会の組織等
 - (2) 審査会の任務・権限等
 - (3) 審査会の活動
 - (4) 審査会の保護措置
- (略)

3 審査会の活動経過等

(1) 活動経過の概要

- 対象期間中に審査会を9回開会した。

(2) 調査の経過及び結果

①海外派遣 (略)

②調査の経過

- 平成29年末時点及び平成30年末時点の特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について調査を行った。
 - ・ 衛藤国務大臣から政府の年次報告（平成30年5月18日、令和元年6月7日）について概要説明を聴取した。
 - ・ 内閣官房（内閣情報調査室）から、政府の年次報告についての補足説明及び平成29年中ないし平成30年中に適性評価のみを実施した15の行政機関における適性評価の実施の状況についての説明を聴取し、質疑を行った。
 - ・ 内閣官房（内閣情報調査室）から、本審査会の平成29年年次報告書における指摘事項等に係る政府の対応について説明を聴取し、質疑を行った。
 - ・ 内閣府独立公文書管理監から、内閣府独立公文書管理監報告（平成30年6月22日、令和元年6月6日）について概要説明を聴取し、質疑を行った。
 - ・ 平成29年末時点ないし平成30年末時点で特定秘密を指定している11の行政機関から、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について説明の聴取を行った後、本審査会が設定した6つの抽出テーマごとに関係行政機関から説明を聴取し、質疑を行った。
 - ・ 警察庁から、審査会が要求した特定秘密の提示を受け、説明を聴取し、質疑を行った。
 - ・ 衛藤国務大臣及び内閣府独立公文書管理監に対し、締めくくり的な質疑を行った。

③調査の概要 (略)

④主な指摘事項

本審査会におけるこれまでの議論を踏まえ、以下のとおり指摘するとともに、各点について、政府は適切に対応することが必要と考える。

- 本審査会が特定秘密保護制度の運用を監視するため、行政機関に説明を求めた場合には、その趣旨を十分理解し、本審査会が厳格な保護措置を講じていることに鑑み、必要に応じて公にされていない情報を交えた説明を行うなど、真摯かつ適切に対応すること。
- 行政機関による特定秘密の指定の適否を判断する本審査会の役割を踏まえ、本審査会から特定秘密の提示を求められた場合は、提示するのが原則であることを強く認識するよう改めて周知徹底すること。また、極めて例外的に本審査会への提示は困難と判断する場合は、当該特定秘密情報の提示によって、安全保障上具体的にどのような支障が生じるのかを含め、その理由を本審査会の理解が得られるよう十分かつ明確に説明すること。
- 独立公文書管理監から同様の事案に関する是正の求めが続いていることを踏まえ、特定秘密の指定及びその解除並びに特定秘密を記録する行政文書の管理に関する不適切な事案が発生した場合には、当該行政機関において速やかに原因分析を行い、研修などを通じて再発防止に努めるとともに、こうした情報を内閣情報調査室に提供すること。内閣情報調査室は、適宜適切な通知の発出などを通じて再発防止に向けた取組を進めること。
- 制度を所管する内閣情報調査室において、本審査会の指摘を受けて行われた各行政機関の改善状況の確認や各行政機関の改善事例の把握を行い、これらを通じて得られた特定秘密保護制度の運用改善に資する情報については、各行政機関と情報を共有すること。

⑤年次報告書における指摘事項等に係る政府の対応

- 本審査会の平成29年年次報告書における指摘事項等に係る政府の対応について、令和元年11月6日の本審査会において、内閣官房（内閣情報調査室）及び内閣府独立公文書管理監から説明聴取した内容を掲載。

（3）審査の経過及び結果

審査の要求・要請はなかった。

（4）特定秘密の提出・提示の要求

警察庁から、審査会が要求した特定秘密の提示を受けた。

（5）勧告

勧告は行わなかった。